

鹿 児 島 県 公 報

令和 8 年 3 月 31 日 (火) 第 706 号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 土地利用基本計画の変更 (地域政策課取扱い) 1
- 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
- くろまぐろ (小型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- くろまぐろ (大型魚) に関する知事管理漁獲可能量の変更 (水産振興課取扱い) 2
- 地籍調査の成果の認証 (農地保全課取扱い) 3
- 鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱の一部を改正する要綱 (※)
(監理課取扱い) 3
- 道路の区域の決定 (道路維持課取扱い) 3
- 道路の区域の変更 (4 件) (道路維持課取扱い) 3
- 道路の供用の開始 (2 件) (道路維持課取扱い) 4
- 都市計画公園の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5
- 都市計画下水道事業の事業計画の変更認可 (3 件) (都市計画課取扱い) 5
- 液化石油ガスの販売事業者の認定 (消防保安課取扱い) 7

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の公表 (3 件) (監査委員事務局取扱い) 7

公 安 委 員 会 規 則

- 警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則 (※)
(留置管理課取扱い) 7

公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

告 示

鹿児島県告示第223号

国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第 9 条第 1 項の規定により, 土地利用基本計画を次のように変更した。

なお, 変更後の土地利用基本計画に係る土地利用基本計画図は, 鹿児島県総合政策部地域政策課並びに関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

変更の要旨

土地利用基本計画図の都市地域及び森林地域に関する次の表に掲げる変更

変 更 の 概 要	関 係 市 町
公有水面埋立てにより生じた区域の都市地域の拡大	奄美市
現況が森林でない区域の森林地域からの除外	霧島市, 始良市, 湧水町及び屋久島町

鹿児島県告示第224号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
南九州市川辺町神殿字尾松下り4291番5, 4291番7, 4293番, 4294番1, 4294番2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び南九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第225号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（小型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
63.8トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業（上半期）	6.3トン
鹿児島県定置漁業（下半期）	38.4トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	2.7トン
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	15.1トン

鹿児島県告示第226号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように変更した。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 管理の対象となる期間
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 都道府県別漁獲可能量について、本県に定められた数量
40.4トン
- 3 知事管理漁獲可能量

知事管理区分	配分数量
鹿児島県定置漁業	23.7トン

鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚） 漁業	16.5トン
--------------------------	--------

鹿児島県告示第227号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
垂水市	令和 4 年 7 月 25 日から 令和 6 年 2 月 6 日まで	地籍図及び地籍簿	垂水市浜平及び本城の各一部	令和 8 年 3 月 23 日
奄美市	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 6 年 12 月 27 日まで	地籍図及び地籍簿	奄美市名瀬金久、名瀬大字根瀬部、名瀬大字小湊及び名瀬大字名瀬勝の各一部	令和 8 年 3 月 23 日
伊仙町	令和 5 年 6 月 26 日から 令和 7 年 2 月 25 日まで	地籍図及び地籍簿	伊仙町大字面縄及び大字目手久の各一部	令和 8 年 3 月 23 日
伊仙町	令和 5 年 6 月 26 日から 令和 7 年 2 月 25 日まで	地籍図及び地籍簿	伊仙町大字古里の一部	令和 8 年 3 月 23 日

鹿児島県告示第228号

鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県建設共同企業体入札参加資格等取扱要綱（平成 6 年鹿児島県告示第1442号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号の表中「2 億円」を「3 億円」に改め、同項第 2 号中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を決定した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	高須新城線	鹿屋市高須町916番3地先から垂水市新城字濱迫4397番6地先まで	6.6～73.5	10,977.3

鹿児島県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和 8 年 3 月 31 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内郡山線	薩摩川内市鳥追町25番1地先から同市宮崎町字小牟田1931番1地先まで	前	5.8~25.2	1,342.4
		薩摩川内市平佐町字梅ヶ橋1931番1地先から同市宮崎町字小牟田1931番1地先まで	前	11.6~46.5	676.4
			後	11.6~46.5	676.4

鹿児島県告示第231号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋吾平佐多線	鹿屋市古江町643番3地先から同市大手町1番地先まで	前	6.6~73.5	16,834.2
		鹿屋市北田町7256番1地先から同市大手町1番地先まで	後	15.2~24.0	23.5

鹿児島県告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	大島郡龍郷町戸口字長田685番5地先から699番3地先まで	前	17.9~25.3	146.0
			後	17.9~36.8	146.0

鹿児島県告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	58号	大島郡龍郷町戸口字長田685番5地先から699番3地先まで	令和8年3月31日

鹿児島県告示第234号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和8年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	川内祁答院線	薩摩川内市永利町字梅山2335番1地先から同市樋脇町塔之原字子田形3063番地先まで	前	7.6~22.5	1,475.7
			前	10.7~52.4	1,365.1
			後	10.7~41.5	1,365.1

鹿児島県告示第235号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和8年3月31日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和8年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	川内祁答院線	薩摩川内市樋脇町字小原3565番7地先から同市樋脇町塔之原字子田形3063番地先まで	令和8年3月31日

鹿児島県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により志布志市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月31日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 都市計画の種類及び名称
 - (1) 種類 志布志都市計画公園
 - (2) 名称 5・5・1号ダグリ公園
- 2 関係図書の縦覧場所
鹿児島県土木部都市計画課

鹿児島県告示第237号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 施行者の名称
枕崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 枕崎都市計画下水道事業
 - (2) 名称 枕崎市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和51年 2 月 2 日から令和14年 3 月 31 日まで (変更前令和 8 年 3 月 31 日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿 児 島 県 告 示 第 238 号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定により, 都市計画事業の事業計画の変更を認可したので, 次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 施行者の名称
奄美市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 名瀬都市計画下水道事業
 - (2) 名称 奄美市公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和52年 3 月 7 日から令和14年 3 月 31 日まで (変更前令和 8 年 3 月 31 日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿 児 島 県 告 示 第 239 号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定により, 都市計画事業の事業計画の変更を認可したので, 次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

- 1 施行者の名称
和泊町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 和泊都市計画下水道事業
 - (2) 名称 和泊町公共下水道
- 3 事業施行期間
平成 6 年 2 月 14 日から令和14年 3 月 31 日まで (変更前令和 8 年 3 月 31 日まで)
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

鹿児島県告示第240号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の6第1項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定した。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 名称
井上商工株式会社
- 2 代表者の氏名
代表取締役 山王浩展
- 3 所在地
鹿児島市宇宿二丁目 5 番 7 号
- 4 認定年月日
令和 8 年 3 月 23 日

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第 5 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した令和7年度の定期監査（後期）の結果について、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した令和7年度の財政的援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定により、別冊のとおり公表する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

監査委員公表第 7 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、包括外部監査人濱田典彰から、下記テーマに係る監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により、別冊のとおり公表する。

記

テーマ 県税の賦課徴収に係る事務の執行及び管理状況について

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県監査委員	松 菌 英 昭
同	大 菌 豊
同	小 園 しげよし
同	ふくし山ノブスケ

公 安 委 員 会 規 則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則をここに公

布する。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

鹿児島県公安委員会規則第10号

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則の一部を改正する規則

警察において身体を拘束されている者の食料に関する規則（昭和29年鹿児島県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

本則中「1,256円」を「1,276円」に、「392円」を「398円」に、「432円」を「439円」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第26号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 8 年 3 月 31 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑪野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	e フィーバーデッドマウント・ディスプレイ T	株式会社ジェイビー	5P1723
ぱちんこ遊技機	e フィーバーブルーロック Y	株式会社ジェイビー	6P0044
ぱちんこ遊技機	P フィーバーブルーロック Y	株式会社三共	5P1468
ぱちんこ遊技機	e 仮面ライダーBLACK-KR A J 3	京楽産業. 株式会社	510953
ぱちんこ遊技機	e ライザのアトリエ K 3	京楽産業. 株式会社	5P1848
回胴式遊技機	L パチスロスーパーリオエース 2 N D 0 2 H	山佐ネクスト株式会社	5S1634
回胴式遊技機	L B ケロット 5 N D 0 5 H	山佐ネクスト株式会社	5S1696